

一関市議会 議会運営委員会 記録

会議年月日	令和4年10月21日(金)			
会議時間	開会	午前9時48分	閉会	午前10時40分
場 所	全員協議会室			
出席委員	委員長 佐藤 浩		副委員長 岩 渕 優	
	委員 岡田 もとみ		委員 千田 恭平	
	委員 千葉 大作		委員 小野寺 道雄	
委員外議員	副議長 千葉 幸男			
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	八重樫事務局長、細川事務局次長 熊谷局長補佐兼調査係長			
出席説明員	なし			
本日の会議に付した事件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会改革について               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報保護制度について</li> <li>(2) 議会の業務継続計画について</li> </ul> </li> <li>・ その他</li> </ul>			
議事の経過	別紙のとおり			

# 議会運営委員会記録

令和4年10月21日

(開会 午前9時48分)

委員長 : ただいまの出席委員は6名です。  
全員の出席ですので、これより委員会を開会いたします。  
録画、録音、写真撮影を許可していますので御了承願います。  
本日の案件は御案内のとおりです。  
初めに、個人情報保護制度についてを議題といたします。  
事務局から説明させます。  
八重樫事務局長。

事務局長 : まずは個人情報保護制度についてでございます。  
個人情報保護制度につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正となりまして、令和5年4月1日から全面施行になりますが、この改正法では、地方議会が適用対象から除外となっております。  
これまでは入っていたのですが、ここから先は除外になると。  
理由は様々ありますが、来年の4月からは除外されるということです。  
このことから、地方議会における個人情報保護への対応について検討が必要となってきたところでございまして、全国市議会議長会においては、一つの対応として議会独自の個人情報保護条例を定めることを想定して、条例の例を作成しておるところでございます。  
全国市議会議長会のほうから準則のようなものが、既にこちらに届いておるということでございます。  
岩手県内各市議会から聞き取りをしたところ、議会独自の条例を制定する意向で、全ての市議会準備を進めているということでございまして、本市議会においても、条例の制定を進めてはどうかと考えてございます。  
本日はその条例の案を示させていただきます。  
詳細については、担当職員から説明いたさせます。

委員長 : 熊谷書記。

書記 : それではタブレットに掲載してあります資料に基づきまして、説明をさせていただきます。  
まず1の経過ですけれども、局長から説明をいたしましたとおり、改正個人情報保護法、こちらのほうが来年4月1日から全面施行になります。  
これまで個人情報の定義や取扱いにつきましては、地方公共団体ごとに定めていたと

ころですけれども、この改正法によりまして、全国的な共通ルールが規定されるということになります。

市のほうでは、この改正法が直接適用になることから、現在の一関市個人情報保護条例を廃止いたしまして、個人情報保護に関する法律の施行に関する条例、(仮称)になりますけれども、これの制定に向け作業を進めているということでございます。

2の改正法における地方議会の位置づけについてですが、今回の改正法の大きなポイントの一つが、地方議会を適用対象から除外したということでもあります。

国会や裁判所がこの規律の対象外になっているということとの整合を図ったというのが理由とのことでございます。

現在は市の条例におきまして、議会も適用対象になっておりますが、今回の法改正に伴いまして、市が新たに制定する条例の中では、議会が対象とならないということになります。

ただし、丸の2つ目になりますけれども、内閣官房の個人情報保護制度の見直しに係るタスクフォースというところの最終答申におきましては、ほとんどの地方議会は、現状、個人情報の保護に関する条例等の対象とされており、引き続き、条例等により共通ルールに沿った自律的な措置を講ずることが望まれるということでございます。

これを受けまして、局長から説明いたしました、全国市議会議長会では議会独自の個人情報保護条例を制定するということを想定して、条例の作成例を示しているところであります。

また、3の県内他市議会の対応ですけれども、事務局レベルでの見解ではありますが、県内他の全ての市議会におきまして、議会独自の条例を制定する意向であるということを確認しております。

4の当市議会での対応について、事務局の案ですけれども、一関市議会としての個人情報保護条例を制定してはどうかという案でございます。

それから、作成する際の条例は全国市議会議長会が示した条例案をベースとして、総務課で現在作成を進めている市の新たな関係条例との整合性を取ることにしたいということでございます。

それから、改正法、現在の市の条例、それから全国市議会議長会の条例案、いずれにおきましても罰則が規定されているわけですけれども、当市議会で作成する条例においても、これらと同様に罰則を規定するということを考えております。

この場合は、議会に条例案を上程する前に検察庁との協議が必要になりますので、議会への提案は、検察との協議が整った後、2月通常会議を想定したいと考えているところでございます。

次のページからは一関市議会での個人情報保護条例の案を記載しているところでございます。

本日は、ポイントを絞って、5点ほど説明させていただきたいと思っております。

まず1ページ、第2条になります。

定義のところになります。

この条例において、個人情報とは生存する個人に関する情報とあります。

これまでの個人情報保護条例では、死者の情報も個人情報として扱っていたものであ

りますけれども、改正法の中では生存する個人ということに定義されたところであり、この条例案でも同様としたところでございます。

2ページになります。

同じく第2条第4項、この条例において、保有個人情報とは議会の事務局職員が職務上作成し、または取得した個人情報であって職員が組織的に利用するものとあります。

あくまでも議会事務局職員が作成または取得したものですので、議員が作成または取得した個人情報は、この条例の対象としないということになります。

同じく2ページ、第2条第5項のところ、この条例において個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合物というようにあります。

具体的に議会が保有している個人情報とは一体どんなものが想定されるかと言いますと、例えば、請願、陳情の署名簿であるとか、傍聴人の受付表、それから氏名入りの住民アンケート、議員の経歴などが考えられるというところでございます。

少し、ページを飛ばさせていただきます。

16ページを御覧いただきたいと思います。

上段の第30条、開示請求に係る手数料等とあります。

こちらは全国市議会議長会が作成しました条例案においては、手数料を納めるというような規定になっております。

ただ、ここは現在の市の条例と整合を取り、手数料は無料とするというようにしたところであります。

なお、市の条例と合わせまして、コピー料であるとか郵送料などの実費は負担いただくというように規定したところでございます。

ここが全国市議会議長会の案との違いになるというところでございます。

それから、また飛ばさせていただきます、21ページを御覧いただきたいと思います。

21ページ下のほうになりますが、第6章罰則、第51条から22ページの第55条までにつきましては、罰則の規定でございます。

罰則につきましては、議会の判断で条例に設けないということもあり得るわけですが、この場合は国の法律、改正法の罰する規定を適用する市側との取扱いとそごが生じてしまうことから、議会側の条例においても規定することがよろしいのではないかとと思われるところでございます。

なお、罰則の内容につきましては、改正法、それから全国市議会議長会の条例案、現在の市の条例と合わせております。

なお、第51条に記載のとおりですけれども、罰則の対象につきましては、職員でございます。

議員は自由な発言の保障であったり、それから国会議員にもこの罰則がないということなどから、罰則の対象外としているものであります。

なお、冒頭お話ししましたとおり、罰則の規定を設ける場合は、検察庁との協議が必要となります。

本日、条例案を設けるということに御了解頂けた際には、検察協議の前段階に、検察の事務方と確認作業を行うわけですけれども、その確認作業に進ませてもらいたいというように考えております。

そういったことも踏まえまして、御協議いただきたいと思います。  
説明は以上でございます。

委員長：休憩します。

(休憩 9:58～10:05)

委員長：再開します。

ただいま事務局から説明があったように、この個人情報については、非常に重要な案件でもありますので、各会派に持ち帰りの上、急を要することになりますけれども、年内、今年12月までの間に、議会改革の議会運営委員会の中で出したいと思いますので御協力をお願いします。

今回に限らず、何回かこれを協議する機会を持たなければいけないのかなと思いますので、各会派に持ち帰りの上、御協議のほどよろしくをお願いします。

岡田委員。

岡田委員：議会運営委員会で協議する時期がいつなのか、その辺を検討されているのであれば、報告していただいて、いつ頃会派でもしっかり協議できるという日程を取る必要もあるので、御紹介いただけると助かります。

委員長：臨時会議で全員集まるのが24日、全員集まりますので、その辺から各会派がスタートするのかと思うので、協議については。

いずれ次回については、早めにめどをお知らせしますので、今ここでいつまでということではなくて、まず1回皆さん集まった中でこういったものが出ているということで、御協議いただきたいと思います。

千葉委員。

千葉委員：資料を紙でも欲しいと思います。

委員長：紙ベースで準備させます。

それから先ほどの岡田委員については、次回の委員会で協議する格好になりますけれども、その時期については再度、御連絡いたしますので、よろしくをお願いします。

早めに出します。

条例の罰則規定については検察との協議が必要となりますけれども、前段階で行う検察との事務的な確認作業は、この条例案により協議していきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんのでさよう決しました。

なお、各会派等での意見にありましては、次回、委員会の中でお話ししていただくこ

とになりますけれども、おおむね、事務局案とすれば、11月10日あたりをめどに御意見をまとめていただければありがたいという話ですので、各会派忙しいとは思いますが、けれども11月10日頃をめどに御意見をまとめていただきたいと思います。

意見がなければ、そのまま条例のほうに移行するということになりますので、よろしくをお願いします。

それでは個人保護条例については以上といたします。

次に(2)議会の業務継続計画についてを議題といたします。

計画書の案に対して、各会派から意見の提出がありました。

これを踏まえ、再度内容を見直しておりますので事務局から説明させます。

八重樫事務局長。

事務局長：議会BCPについてでございます。

業務継続計画については、素案を既にお示ししておったところございまして、素案に対して輝郷会から書面での意見を提出いただいたところでございます。

また、平成31年3月に定めた一関市議会災害行動指針、訓令第1号でございますけれども、これとの整合性を図ることとしたところでございます。

以上のことから、再度内容を見直しましたので、修正した計画書の案をお示しさせていただきます。

詳細につきましては、担当書記から説明させます。

委員長：熊谷書記。

書記：それでは、お手元のほうに7月に示しました計画書の素案、それから、平成31年に定めました訓令、一関市議会災害対策行動指針、そしてもう一つ、会派から提出のあった意見を印刷して、お配りしておりますので、今回の修正案と見比べながら確認をお願いしたいと思います。

資料が行き来しますので、少しゆっくり説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、お手元にお配りしております会派から提出のありました意見についてです。

1枚ものの資料になります。

この中で、3災害発生時の議会、議員の役割及び行動指針の中で、丸の1つ目、地域の一員として、地域の救援、復旧活動等に積極的に従事するとあるが、あえて記載する必要があるのかといった意見がございました。

これにつきまして、お手元に配付の計画書の素案を御覧いただきたいと思います。

計画書の素案の2ページになります。

意見があったところは、この素案の2ページ、中段の丸がありますけれども、議員の行動指針の丸の2つ目になります。

地域の一員として、地域の救援、復旧活動等に積極的に従事するというところが、意見のあったところです。

これについて今度は3枚ものの資料になりますが、お配りしております訓令、災害対

策行動指針、こちらを御覧いただきたいと思います。

この訓令の1ページ、3番の(2)で議員は地域の一員として、市民の安全確保と応急対応等に当たるというように定めているところでございます。

こういうことから、タブレットに掲載しております修正案の2ページのところ、同じく議員の行動指針のところの丸の2つ目、ここに訓令と同じように、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たるというように定めて修正をしたところでございます。

意見を踏まえてこちらで確認したところ、訓令のほうに、もう既にこういうように定まっていたので、それを修正案として記載したということでございます。

行ったり来たりして申し訳ございません。

次に、もう一度会派から提出があった意見、1枚ものの資料にお戻りいただきたいと思います。

今度は丸の2つ目です。

3番のところの丸の2つ目、被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて一関市議会災害連絡会へ報告するというところ、これは素案のほうでこういう表記があったのですけれども、これについての意見ですが、情報収集に努めるのはよいが、連絡会への報告は必要ないのではないかという御意見がありました。

それから、その意見の中の下のほう、4番に一関市議会災害対策連絡会というところへの意見がありましたが、こちらについても、定義が曖昧であるというような意見がありましたし、さらには、その下のほうの別紙の1、災害等が発生した場合の基本的な対応(感染症を除く)というところの中においても、(2)のところですが、④議員は被災及び避難所等の状況について必要に応じて連絡会に報告するとあるが、これが果たして議会の役割なのかという御意見があったところでございます。

こちらにつきましても、もう一度訓令の資料にお戻りいただきたいのですが、訓令の2ページをお開きください。

(2)初動期、災害発生後、おおむね3日以内というところの③におきまして、議員は、急を要する災害支援等に関する市対策本部への要請、要望事項については、情報の錯綜を防止するため、行政区長や自治会長などを通じて行うというように訓令で既に定めております。

さらに、④、議員は③以外の要望、要請事項の情報収集に努め、次の事項についても、併せて報告するということになっております。

これを踏まえまして、タブレットの修正案を御覧いただきたいのですけれども、タブレットの修正案の同じく2ページになります。

議員の行動指針の丸の3つ目です。

被災状況や被災者の要望等の情報収集に努めるという形で訓令と合わせて修正しております。

それから、素案の段階では一関市災害対策連絡会の設置について記載しておりましたけれども、こういった意見、それから訓令を踏まえまして、今回お示ししております修正案の中からは連絡会を削除させていただいております。

連絡会が担うこととした役割につきましても、訓令で定めておりますとおり、議長と

議会事務局が担うということで修正案のほうを整理したところでございます。

素案の中では、様々災害対策連絡会の設置であるとか、役割等について記載したところでしたけれども、今回の修正案からはその部分を抜いたというような形になっております。

修正案につきましては、その他につきましても、基本的には既に定まっております訓令と同様の対応となるように修正をしております。

例えばですけれども、タブレットの修正案の1ページ目の2番の議会BCPの対象とする災害等というところになります。こちらのほうも、お手元に配りました素案の段階では、市の災害対策本部が設定される基準となる災害、例えば地震で言いますと、震度5以上というようなことで、素案のほうは定めておりましたが、修正案の中では訓令と合わせて、震度6弱以上としております。

いずれ、その他につきましても既に定めております訓令との整合を取って、修正をしたということでございます。

まとめになりますけれども、この議会BCPにつきましては、訓令に定める行動指針に、新たに追加ということで、感染症対策それから災害発生時における議会事務局の業務の仕分け、これらを追加したところでありまして、さらには、災害等発生時の行動を訓令の行動指針に肉付けをしたということで整理したところでありまして、災害発生時の対応を改めて共通認識するというような計画ということで捉えていただければと思います。

説明は以上でございます。

委員長：今、事務局から説明がありましたが、輝郷会からの修正案でしたけれども、輝郷会、今の事務局の説明でどうですか。

小野寺委員。

小野寺委員：この際、訓令も含めて修正を図るという取組も、要するに、地域の一員としては当然だけれども、積極的に従事するというような組立ての中のもの、これ、応急対策等に当たるというように、今回は、具体的にちょっとイメージなかなかできかねるところもあるので、ここは、なくてもいいのではないかなということなので、当然そういうことは、必要性はあるのだろうけれども。

委員長：意見があったところについては、このように取り組んできましたので、こういう内容で進めることでよろしいですか。

千葉委員。

千葉委員：災害本部をつくって、職員の皆さんが一生懸命働いているときに、議員が行って余計なことを言って、心配をかけたり、何かするというのも、私も経験しているので、こういったことは訓令というのをきちんと定めたということは、非常に議会事務局としても頑張っているのだなというように改めて思っておりますので、こういった形で、大枠を定めたということは、非常に私は評価している、そう思います。



以上です。

委員長：そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、修正案はタブレットに入っているわけですがけれども、今、比較する資料が3つもあると、なかなか分かりづらいので、それで、このタブレットの修正後の資料、継続計画を印刷してもらって、各委員に配付し、確認していただくということで、なお、まだ各会派のほうから御意見があった場合については、随時、受け付けますので、一旦は業務継続計画についてはこの修正案のとおりとすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：意義ございませんので、計画案はこれで一応出来上がったということとします。

意見等については、随時受け付ける格好にしますので、よろしくお願いします。

それでは議会の業務継続計画についての協議を終わります。

次にその他でございます。

その他について、委員長から皆様にお諮りしたいことがございます。

毎回、各会派から話をいろいろいただきまして、急がなければいけないなど思っているのは議員報酬です。

各会派からの意見の中身からすると、今任期内とか、早期にとか、金額についてもそれぞれの考え方があるようでございますけれども、いずれ、特別職報酬等審議会に市長のほうから諮問していただかない限り、これについて結論は出ませんので、委員長とすれば、今まで議会改革の議会運営委員会の中で集めた資料をそのまま添付して市長に諮問をしてほしい要望を出したいと思うのですけれども、要は、金額についても各会派の調整がつかないものですので、審議会でどのようにお考えになるか投げかけてみたいと思うのですけれども、いかがでございますか。

千葉委員。

千葉委員：私はいい提案だと思います。

やはり、私ども東北地方、特に岩手県は盛岡市が一番高いというのは皆さん認識しているのですけれども、私ら地方議員にとって、議員報酬というのはボランティア的要素も十分にあるのだというのを認識されているとは思いますが、やはり、生活給ではないというところに私は厳しさを感じているものです。

若い人たちの成り手を今後募っていくためには、議員の報酬を上げるというのは大変重要になってくると思うので、委員長が言うように早く市長に審議会を設置していただくような、そういう申入れをやるべきだと思っておりますので、ぜひ進めていただきたい。

以上です。

委員長　：岡田委員。

岡田委員：特別職報酬等審議会に、検討を依頼するのはいいと思います。

ただ、議会として、若い議員の成り手がいない理由というのをきちんと市民の中に入って聞き取りする必要があると思います。

そういう調査活動を若い方々の団体等に入って懇談会のようなものをしていって、議会の役割とか魅力とか、もっと発信するような活動をしていかないと、若手というのは、議員報酬が、今の一関市議会の報酬が少ないから議員にならないのだという人と出会ったことはないので、やはりそういう調査活動が必要だと思うのでよろしくお願ひしたいと思います。

委員長　：ただいまの岡田委員の発言についてはそのとおりで、ただ議会改革をやっている中身については、随時そういった意見を市民から求めていこうということで、今までもやってきた中で、まさに市民と議員の懇談会を地域協働体とやっているところですがけれども、この議員報酬に限っての意見聴取となると非常に難しいかと思っているのですけれども、対象団体の選別等々についてもやらなければいけないのですけれども、それを議会運営委員会の中で動いてやるという格好になるのか、やはり議員全体の中でやらなければならぬとなると、広聴広報委員会のほうにその辺を委ねるようなことにもなりかねないのですけれどもいかがですか。

副委員長、いかがですか。

岩渕委員。

岩渕委員：岡田委員がおっしゃったことはよく分かります。

それで、広聴広報委員会の立場ですけれども、今月で一通り地域協働体との意見交換会が終わりますので、次をどうするかということも含めて、議会運営委員会のほうから広聴広報委員会のほうに投げかけるといいますか、検討の一つにしてもらうということをお願いできればと思います。

委員長　：議員報酬については今後も検討していかなければならないと思っているのですけれども、結論をいつまでということ、やはり、めどを決めなければいけないのではないかなど。

今任期末までとなると、その時点で考え方も消極的になりかねないという思いもあるので、審議会にぜひ諮問してほしいということの要望はいいのかなど。

ただし、審議会では、単に資料を出されて審議しろと言われても困るので、額を定めてほしいというようなことになれば、額をどのくらいということを示して諮問してほしいということになれば、こちらのほうで一定の額を決めた格好で諮問していただかなければいけないのですけれども、その辺、事務局を通じて、当局と協議していただくことでよろしいですか。

その辺のやり方についても、今まで特別職報酬等審議会には、私ども関わったことがないので、その辺の中身を事務局のほうで検討していただくということで、いずれ早い

時期に市長に要望をしてみたいという思いであります。

それを踏まえて、今岡田委員からあったように、広聴広報委員会になるか、議会運営委員会のほうになるか、市民の意見を求めるような機会も探っていかなければいけないかと思えますけれども。

千田委員。

千田委員：私以前、議員になる前に特別職報酬等審議会の委員をやったことがございます。

その時には資料を頂いて、今の一関市議会の議員の報酬が高いか安いかについては、集中的に議論したという記憶がございます。

市民の皆さん、例えば10人から意見を聞けば、それぞれのお立場で高いのではないかとか、安いのではないかという意見が当然出るかと思えますけれども、それはそれとして、やはり集中的にこの報酬に限った資料を、今まで集めてきた資料がございますから、これを審議会のほうにお示しして、そして検討していただくというのはよろしいと思えますので、その審議会を中心にした形で、早めに、この議員を通じて市長に申入れをするということについては、私はいいと思えます。

以上です。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：問題は額を示してお願いするのか、そういう組み立ての中でね、そういう額を仮に示すとすれば、報酬等審議会へは資料だけで、当然、例えば、今までの報酬等審議会は議員報酬だけではなくて全ての特別職の見直しと合わせてやってきた経緯があるのだけれども、議員報酬単独の審議会というようになると、それなりのデータなり、例えばもう議会運営委員会の委員長が行って、議会の意向とか、資料だけではなく、きちんと話す場というのは当然求められるのかなというように思いますので、そういった考え方を議会としてまとめていくという必要はあるのではないかと思います。

要するに、諮るという方向はいいのだけれども、その前の段階、もう少し今言ったような形で整理する必要があるのではないかと思います。

委員長：岩淵委員、何かありますか。

今度は広聴広報委員会の立場ではなくて、会派代表として。

岩淵委員：今、小野寺委員がおっしゃったことも一理あると思います。

議会といいますか、議会運営委員会といったらいいか分かりませんが、立場といいますか、増額を求めていくという方向性だと思いますので、今まで長年議論してきた中身ですね、それについて、市長が審議会に諮問するのでしょうかから、事前に市長部局とのやりとりが必要なのであれば、じっくり、そこはなんと申しますか、事前協議と言いますかね、そういうところの場を設けていくということ、事前協議をしっかりとやって、一つの答えではなくて、様々なものを持って協議に臨むということが望ましいかと思えます。

委員長　：八重樫事務局長。

事務局長　：一関市特別職報酬等審議会条例の内容でございますけれども、諮問事項に関しては、市長は次に掲げる報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとなっておりますので、額が定まっていないものは、恐らく、諮問できないと思いますので、単純に額が多い、少ないということを審議会にお聞きするという話にはならないものですので、小野寺委員がおっしゃったように、やはりこちらのほうで詰めた上で、市長の提出といえども、こちらの内容で市長に諮問していただくというところで、市長が諮問するというような流れになっていくものと思われま。

委員長　：当局側の考え方がそうだといいですね、今の話は。  
八重樫事務局長。

事務局長　：条例に記載してあるのは、今言ったとおり当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとするということです。

委員長　：ただいま各委員からお話がありましたけれども、今日は私が委員長の案として、お話をしたところでありまして、議員報酬に関して、もっと深めて、額まで決めなければいけないということでもありますので、その辺については、この議員報酬に係る議会運営委員会を随時開いていきたいと思っておりますので、今年度中には何とかというお話もありましたので、早い時期に結論を出したいと思っておりますので、皆さん各会派のほうで、額についてどのようなお考えかをまとめていただいて、議会運営委員会の中で御発言いただきたいと思っております。

なお、事務局にお願いですが、今ここで話したことについて、再度確認をしていただいて、なるべく早く諮問していただけるような協議をしていきたいと思っております。  
今日はこの程度としたいと思っておりますけれど、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長　：なければ、予定した案件については協議を終わります。

なお、次回の議会改革に係る議会運営委員会の開催日程につきましては、後日連絡をいたしますのでよろしく申し上げます。

以上で、本日の委員会を終了します。

お疲れさまでした。

(閉会　午前 10 時 40 分)